

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和8年1月23日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

総務企画部長 江坂 泰幸

1 当該招請の主旨

本業務については、当本部福島復興支援部事務所から約60km離れた遠隔地の現場において実施体制が構築でき、現場調整、品質管理、積算および測量管理の各関連業務を実施することができる技術を備えている必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な体制、技術を有している法人（以下「特定法人」という。）との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して競争入札の指名を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 双葉駅西側第二地区基盤整備工事監督等（その3）外業務

(2) 業務内容

1) 現場調整関連業務

- ・工事費執行管理に係る関連資料作成
- ・工事、業務発注及び変更に係る資料作成
- ・管理者協議に係る資料作成
- ・事業執行に係る設計情報管理業務
- ・地下埋設物の占用、掘削申請に係る資料作成
- ・工事関連業務に係る支援業務

2) 品質管理関連業務

- ・工事監督

3) 積算関連業務

- ・工事費積算に関する事項

4) 測量管理関連業務

- ・街区確定（杭打ち）測量の管理に係る作業
- ・用地測量業務の管理に係る作業
- ・土地登記業務に係る法務局との協議交渉等

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 業務目的

本業務は、双葉駅西側第二地区における基盤整備工事実施に関して必要となる工事監督等業務につき、現場調整関連業務、品質管理関連業務、積算関連業務及び測量管理関連業務を一体的に行い、機構事業の円滑な推進に資するべく、業務の支援を行うことを目的とする。

4 応募要件

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「一般競争参加資格」という。）について、業種区分「土木設計」又は「土木・工事監理」の認定を受けていること。
- (3) 参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
(詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)
- (5) 平成27年度以降に完了し引渡しが済んでいる以下に示す同種又は類似の業務の実績を有すること。

■同種業務

次の①又は②の業務。下請、出向又は派遣による実績も可とする。

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人等、民間企業が施行する宅地造成事業※1における監督等業務※2。
- ② 公共工事(国、地方公共団体、独立行政法人等が発注した工事)における監督等業務※2。

■類似業務

国、地方公共団体、独立行政法人等、民間企業が施行する宅地造成事業における土木設計業務※3。

※1 宅地造成事業

宅地造成事業とは、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業及び住宅用地造成事業、開発行為等により行われる公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設等に関する事業をいう。なお、整地工事、排水工事及び道路工事が同一エリアで重層的になされ、かつ住宅等の用に供する宅地の品質及び施工精度が満たされているなど、宅地造成事業において一般的になされる工事と同等程度の事業と認められるものは宅地造成事業と同等のものとみなす。

※2 監督等業務

公共工事又は宅地造成事業の発注者（施行者）を支援する立場として実施する以下の何れか一つを含む業務をいう。

- ・事業実施に用いる検討資料の作成
- ・設計図書と現地との照合確認

- ・予算要求・補助金申請関係資料の作成
- ・施工管理
- ・事業進捗に係る資料作成
- ・工事検査の立会い
- ・地元等との協議・調整に必要な資料作成
- ・工事又は業務請負者に対する連絡調整

※3 宅地造成事業における土木設計業務

①の宅地造成事業区域内において実施した土木設計業務をいう（但し、事業区域界に接する区域外業務であって、区域内との調整を要した業務を含む）。

(6) 次に掲げる基準を満たす技術者等を当該業務に配置できること。

①予定管理技術者

予定管理技術者については、以下に示す条件を満たす者であること。なお、応募要件を満たす複数の管理技術者を配置することもできる。

ア) 下記のいずれかの資格又は経験を有する者

- ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・一級土木施工管理技士の資格を有する者。
- ・大学卒業後13年、短大若しくは高専卒業後18年又は高校卒業後23年以上で宅地造成事業における工事等に関する実務経験を有する者。

イ) 平成27年度以降に、(3)に掲げる業務の経験（監督等業務の実績には下請、出向又は派遣による実績を含むものとする）を有する者、若しくは発注者として(3)に掲げる業務の管理に従事したことのある者。

ウ) 雇用関係

参加表明書の提出期限日時点において雇用関係があること。

また、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。なお、社員でないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取扱う。

② 予定総括管理技術者

本業務における技術的な総括を行う技術者として、①を満たす予定管理技術者の中から、総括管理技術者を1名選定し、配置するものとする。なお、設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が予定総括管理技術者を配置すること。

(7) 参加意思確認書の提出の日から開札の時までの期間に、双葉町から指名停止を受けていないこと。

(8) 設計共同体

(1)から(7)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「設計共同体としての参加者の資格に関する公示」に示すところにより、発注者から本業務に係る設計共同体としての参加者の資格の認定を受けているものであること。

なお、設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

5 参加意思確認書の提出に関する事項

説明書による。

6 総合評価に関する事項

説明書による。

7 手続等

(1) 担当本部

〒970-8026 福島県いわき市平並木の杜2番地 63PLAZA 2階

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

総務企画部経理課 電話 0246-38-8179

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年1月23日（金）から令和8年3月6日（金）まで

当機構ホームページからダウンロードとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年2月6日（金）午後5時まで

（1）記載の担当本部に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）すること。
持参の場合はあらかじめ日時を連絡すること。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

7 (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対して競争入札の参加者として指名する際の入札執行の予定日

平成8年3月18日（水）

(4) 当機構東日本地区における令和7・8年度測量、土質調査、建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格「土木設計」又は「土木・工事監理」の業種区分の認定を受けていない場合も、参加意思確認書を提出することができるが、開札の時までに当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上